

令和5年度

鹿児島県中央児童相談所第三者評価受審結果報告書

特定非営利活動法人あいおらいと



1 業務日程

履 行 場 所	鹿児島県中央児童相談所 鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘6丁目12番
業務実施日	(1) 説明会 令和5年 9月20日(水) (2) 訪問調査 令和6年 1月16日(火) 17日(水) (3) 報告会 令和6年 2月 7日(水)

2 管轄区域 令和5年4月1日現在

10市2郡	鹿児島市 枕崎市 指宿市 西之表市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 南九州市 始良市 鹿児島郡(三島村 十島村) 熊毛郡(中種子町 南種子町 屋久島町)
-------	---

3 自己評価実施数(64名)

職 種	人数	備 考
管 理 職	4名	所長 副所長 副所長兼管理部長 相談部長
児童福祉司	46名	課長(福祉司SV)も含む。
児童心理司	14名	課長(心理司SV)も含む。

4 アンケート

対 象	実施数
施設・里親等の子ども(小4以上)	施設 21カ所 280名
施設・里親	里親・ファミリーホーム21カ所 34名
関係機関	市町村 上記2の管轄区域

子どものアンケートは、重症心身障害児施設・自立援助ホーム・親族里親を除く 45名

5 訪問調査 1月16日(火) 17日(水) 2日間

1日目 1月 16日(火) 9:00~17:00		対応職員
9:00 ~ 9:10	当日の流れの確認	所長・副所長・相談部長
9:10 ~ 12:00	評価項目聴き取り	
12:00 ~ 13:00	休憩	
13:00 ~ 13:30	職員の聴き取り 児童福祉司1名 児童心理司 1名(同時) 30分	
13:30 ~ 15:30	援助方針会議に参加	
15:30 ~ 16:30	評価項目聴き取り	
16:30 ~ 17:00	まとめ	
2日目 1月 17日(水) 9:00~17:00		
9:00 ~ 10:30	評価項目聴き取り	所長・副所長・相談課長
10:30 ~ 12:00	事例①②③についての聞き取り 各30分	
12:00 ~ 13:00	休憩	
13:00 ~ 13:30	児童福祉司1名 ベテラン 30分	
14:00 ~ 16:00	まとめ 補足聴き取り	所長・副所長・相談課長
16:00 ~ 17:00	報告会などについて	

事例① 「今年度、継続指導している在宅の虐待ケース」

事例② 「2年以上施設入所しているケース」

事例③ 「市町村へ見守りを依頼している虐待ケース」

6 評価尺度

令和2年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン(案)」を基本としたもの。

7 判断基準

- ・判断基準の評価は○、△、×で評価する。
- ・各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の4段階にて評価を行う。

評価ランク	評価基準
S	優れた取組みが実施されている 他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	やや適切さにかける 「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	適切ではない、または実施されていない 「B」以上の取組みとなることを期待する状態

<評価の高い点>

1 組織体制の強化への取り組み

令和2年度、保護者への指導・支援を効果的に行うための「家庭支援課」を設置し、併せて相談、通告、介入全般の調整を図るための「調整課」を設置した。また、令和3年度には、児童の心理診断等について専門性を高め、組織の対応を強化するための「心理判定課」を設置するとともに、警察との連携を図るため警察職員を調整課に配置し組織体制の強化を行った。

さらに、令和5年4月には北部児童相談所を開設し、これまで中央児童相談所の管轄であった4市3郡を所管し、児童相談所の負担軽減や支援の充実に取り組んでいる。

2 チームによる業務支援

相談対応を行う課は、課長（SV）を始め、業務経験のある係長や児童福祉専門員が配置され、その職員を中心に編成されている。

経験の浅い職員が多く、研修を計画したり OJT によって育成を行っている。また、各課長が課員の心理的負担等にも配慮しながら支援を行っている。

3 働きやすい職場づくりへの取り組み

休暇の取得やメンタルヘルスの支援に努めている。職員にカウンセリングマインドに基づいた配慮や職場全体で協力し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。この取り組みが功を奏してか、現在、退職者はいない。

<今後期待する点>

1 一時保護所の体制の整備 充実

一時保護所については、定員が13名と少なく、緊急時であっても受け入れができない場合もあり、委託一時保護先確保も職員にとって負担が大きい実情がある。また、子どもにとっても委託一時保護は、児童福祉司との関係の構築や行動観察や心理検査等の実施が困難であるなど子どもにとっての負担も大きいことから、今後、早急な体制整備が望まれる。

2 専門性を重視した人材育成

専門職員の採用は近年行われている。また、新規採用者や新規異動者を対象とした初任者研修や児童福祉司任用研修もある。しかし、児童相談所業務に必要な知識や技術等の系統だった研修や人材育成の仕組みがない。今後、受理・援助方針会議等の活用や研修の充実など専門性を重視した人材育成に期待する。

3 マニュアルの整備充実

児童相談所運営指針等に基づいた児童福祉司業務マニュアルはあるがあまり活用されていない。今後、新人や新規異動者にとっても実用的な業務の手引きとなり得る有用なマニュアル等の整備に期待する。

結果

第Ⅰ部 児童相談所の組織	評価
【評価項目1】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている	B
【評価項目2】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている	B
【評価項目3】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる	B
【評価項目4】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している	B
【評価項目5】 職員（一時保護所を含む）に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	B
【評価項目6】 情報の取り扱いが適切に行われている	B
【評価項目7】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている	B
【評価項目8】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している	A
第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	評価
【評価項目9】 子どもへの向き合い方は適切であるか	A
【評価項目10】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	B
【評価項目11】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている	B
【評価項目12】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている	B
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	評価
【評価項目13】 通告・相談の受付体制が確保されている	B
【評価項目14】 通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている	A
【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	B
【評価項目16】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	B
【評価項目18】 アセスメントに必要な調査が行えているか	A
【評価項目19】 アセスメントが適切に行われているか	A
【評価項目20】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている	A
【評価項目21】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている	B
【評価項目22】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われている	B
【評価項目23】 援助方針の内容は適切か	B
【評価項目24】 市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか	A
【評価項目25】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている	B
【評価項目26】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている	A
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている	A
【評価項目28】 居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている	A
【評価項目29】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている	A
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を受けの際に手続きが適切に行われている	A
第Ⅳ部 社会的養護を必要とする子どもへの支援	評価
【評価項目31】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
【評価項目32】 里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者（里親・施設職員等）と十分な協議を行っている	A
【評価項目33】 措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している	A
【評価項目34】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	A

【評価項目35】 援助方針の見直しが適切に行われているか	A
【評価項目36】 自立支援計画の見直しが適切に行われているか	B
【評価項目37】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	B
【評価項目38】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している	B
【評価項目39】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
【評価項目40】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
【評価項目41】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
【評価項目42】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
【評価項目43】 子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目44】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	A
第V部 社会的養育の推進	評価
【評価項目45】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	A
【評価項目46】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
【評価項目47】 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている	A
第VI部 家族とのかかわり・家族への支援	評価
【評価項目48】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている	A
【評価項目49】 保護者の理解・同意を得られるよう努めている	A
【評価項目50】 保護者への在宅指導は、適切に行われている	A
【評価項目51】 親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている	A
第VII部 市区町村や関係機関との連携	評価
【評価項目52】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
【評価項目53】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	B
【評価項目54】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
【評価項目55】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
【評価項目56】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
【評価項目57】 児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている	A
【評価項目58】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	A

評価結果

第 I 児童相談所の組織 ○組織体制		評価
【評価項目 1】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されている		B
1 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している		A
<input type="checkbox"/> 当該児童相談所の現状・課題を把握できている		○
<input type="checkbox"/> 現状・課題に応じた体制が構築されている「市区町村援助機能」「相談機能」「一時保護機能」「措置機能」が適切に機能している		△
2 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている		A
<input type="checkbox"/> 国が示す児童福祉司の配置標準を満たしているか、満たしていない場合、配置に向けて計画している		○
<input type="checkbox"/> 職員一人あたりの担当ケース数が適切である		○
<input type="checkbox"/> 地理的状況、交通事情、一時保護所までの距離等の地域の実情を踏まえた配置が行われている		○
3 必要な専門職を配置している		A
<input type="checkbox"/> 医師・弁護士が常勤配置されているか（各児相の規模（級）による）		○
4 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている		B
<input type="checkbox"/> 身柄通告や迷子等、受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている		○
<input type="checkbox"/> 緊急保護や通告・相談に、適切に対応している		○
<input type="checkbox"/> 一時保護所の当直職員に頼っていないか		△
<input type="checkbox"/> 対応する職員への連絡やその後の対応が迅速に行えているか		○
<p>【コメント】</p> <p>鹿児島県中央児童相談所では、職員のワークライフバランスの充実やメンタルヘルスへの配慮、業務の負担の軽減等について、職場全体でサポートできる体制の構築に取り組んでいる。</p> <p>組織体制の整備として、令和2年度には、保護者への指導・支援を効果的に行うための「家庭支援課」、相談、通告、介入全般の調整を行うための「調整課」を設置した。また、令和3年度には、子どもの心理診断等について専門性を高めるための「心理判定課」を設置するとともに警察との連携を図るため警察職員を調整課に配置した。さらに、令和5年度には、中央児童相談所の管轄であった4市3郡を所管する北部児童相談所を開設し、中央児童相談所の負担軽減と支援の充実を図っている。</p> <p>しかし、現状は、児童福祉司について配置標準を満たしているものの、担当地区やケースにより負担の大きい場合も多くある。</p> <p>一時保護所については、定員が13名と少なく、緊急時であっても受け入れができない場合もあり、委託一時保護先確保も職員にとって負担が大きい実情がある。また、子どもにとっても委託一時保護は、児童福祉司との関係の構築や行動観察や心理検査等の実施が困難であるなど子どもにとっての負担も大きいことから、今後、早急な体制整備が望まれる。</p> <p>専門職として、医師は隣接する鹿児島大学医学部と連携して精神科医が配置されている。併せて法医学鑑定業務においても、同大学の法医学医に常時相談できる体制にある。</p> <p>また、弁護士は毎月2回定期的に受理会議等に参加するほか、常時相談できる体制がある。</p> <p>休日・夜間の通告・相談受付は受付相談員が行っているが、午前3時から午前8時30分までの間は一時保護所職員が対応している。また、通告・相談への対応は係長職が当番で毎月担当するほか、SV当番として課長職以上の役職が担当し、最終判断は所長が行っている。</p>		

第 I 部 児童相談所の組織 ○組織体制

評価

【評価項目2】組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっている

B

1 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている		B
<input type="checkbox"/>	児童相談所運営マニュアルが策定されている	○
<input type="checkbox"/>	マニュアルは実態に応じたものとなっている（使われているか）	△
<input type="checkbox"/>	マニュアルの研修が行われている	○
<input type="checkbox"/>	マニュアルの見直しが行われている	○
2 組織的な判断や対応が行われている		A
<input type="checkbox"/>	支援方針や支援経過について複数の職員で確認する仕組みがあるか	○
<input type="checkbox"/>	個人の意見等により判断や対応が変わることはないか	○
3 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている		A
<input type="checkbox"/>	経験の少ない職員への支援体制はある	○
4. 職員間での情報共有が図られている		A
<input type="checkbox"/>	担当者不在時には代替職員が対応できるか	○
<input type="checkbox"/>	担当者のみで情報が止まっていないか	○
<input type="checkbox"/>	担当者変更時に、引継ぎが適切に行われているか	○
<p>【コメント】</p> <p>児童相談所運営マニュアルは、児童相談所運営指針等を参考に策定されている。初任者研修等でマニュアルの研修を行っており、マニュアルを使用して業務にあたっているものの、マニュアルに明文化されていない細かな部分については、経験の少ない職員は理解できないことがある。</p> <p>組織的な判断や情報共有等については、各課の課長をはじめ主幹や係長が経験の少ない職員への支援やOJT行っている。</p>		

第 I 部 児童相談所の組織 ○組織体制

評価

【評価項目3】職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいる

B

1 適正な就業状況が確保されている		B
<input type="checkbox"/>	職員の時間外勤務時間が過剰になっていない	△
<input type="checkbox"/>	年次休暇を取得できている	△
2 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている		A
<input type="checkbox"/>	メンタルヘルスの確保とハラスメント防止に関する取り組みが行われている	○
<input type="checkbox"/>	職員が相談しやすい組織、人間関係であるか	○
3 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている		B
<input type="checkbox"/>	庁舎（閉庁時等）の防犯上のシステムは管理されている	△
<input type="checkbox"/>	不審者等の侵入があった場合の対処方法が明確になっている	△
<input type="checkbox"/>	災害時における職員の安全確保やBCP（事業継続計画）が策定されている	○
<p>【コメント】</p> <p>担当地区やケースにより負担の大きい場合もあり、時間外業務が過剰になることもある。現在、働きやすい職場環境への取り組みとして、「職員のワークライフバランスの醸成」、「メンタルヘルスへの配慮」や一人で業務を抱え込まないための「組織な対応の徹底」に取り組んでいる。</p> <p>庁舎（閉庁時等）の防犯上のシステムについては、防犯カメラの設置がなく、不審者等への対処方法が明確になっていない。</p>		

第 I 部 児童相談所の組織 ○組織体制

評価

【評価項目4】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施している

B

1 業務改善を行う仕組みがある	B
<input type="checkbox"/> 業務改善の取り組みを組織的に行っている	△
<input type="checkbox"/> 職員が業務改善を提案できるための工夫・仕組みがある	△
2 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	B
<input type="checkbox"/> 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	△
3 監査結果を組織内で検証し業務を改善している	A
<input type="checkbox"/> 監査結果を組織内で検証し業務を改善している	○

【コメント】

業務改善の取り組みや業務の自主点検を行っている。しかし、職員からの提案や業務の手順やツールなどの見直しについての具体的な取り組みはない。

第 I 部 児童相談所の組織 ○職員の資質向上・業務改善

評価

【評価項目5】 職員（一時保護所を含む）に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか

B

1 職員に必要な研修や育成が行われている	B
<input type="checkbox"/> 職種・役割に応じて必要な研修が受講されている	○
<input type="checkbox"/> ソーシャルワークを通じた職員の育成に取り組んでいる	○
<input type="checkbox"/> 所内の状況・課題に応じた研修テーマの設定を行っている	△
<input type="checkbox"/> 組織として職員が研修に参加しやすい体制をつくっている	△
2 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	C
<input type="checkbox"/> 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	×
<input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けた取組が実施されている	×
3 職員の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	B
<input type="checkbox"/> 職員の専門性を確保するための採用・異動の仕組みがある	△

【コメント】

異動時における初任者研修及び児童福祉司任用研修は行われているが、系統だった職種・役割に応じた研修はほとんど行われていない。心理職は独自に研修を行っているが、異動等により積み上げることが難しい。

今後、児童相談所業務に必要な知識や技術等の系統だった研修や人材育成を見据えた採用・異動の取り組みに期待する。

第 I 部 児童相談所の組織 ○情報管理に関する項目		評価
【評価項目6】 情報の取り扱いが適切に行われている		B
1 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている		A
<input type="checkbox"/>	通告者や関係機関等からの情報収集にあたり、秘匿等の配慮が十分に行われている	○
<input type="checkbox"/>	関係機関等への情報提供について、情報の漏洩が無いように配慮している	○
<input type="checkbox"/>	司法機関からの照会に関しては必要に応じて文書で回答している	○
<input type="checkbox"/>	職員に対し、情報の適切な取り扱いについて研修を行っている	○
2 個人情報の保護・管理が適切に行われている		B
<input type="checkbox"/>	児童相談所内において、個人情報等が記載された書類が適切に管理されている	○
<input type="checkbox"/>	個人情報に記載された書類が適切に保管されている（離席時にはファイルを閉じるなどの対応ができていますか）	△
<input type="checkbox"/>	来所者の目に留まる場所に個人情報が置かれていない（ホワイトボード、掲示物等）	○
【コメント】 情報の取り扱いについては、通告者や関係機関等からの情報収集にあたり、秘匿等の配慮が行われている。情報の取り扱いについては、職員同士でも注意しているが、個人情報が記載された書類が机の上に置かれたり、鍵のかかっていないところに保管されたりしている。		

第 I 部 児童相談所の組織 ○情報管理に関する事項		評価
【評価項目7】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されている		B
1 児童記録票の作成方法や管理は適切である		B
<input type="checkbox"/>	児童記録票は、受理した子どもごとに作成されている（世帯ごとになっていない）	△
<input type="checkbox"/>	記録等の持ち出しについて、所内のルールが定められている	○
<input type="checkbox"/>	担当者不在時も、必要に応じて確認できる管理方法となっている	○
<input type="checkbox"/>	児童記録は、鍵のかかる書庫に入れるなどにより管理され、電子データは外部から閲覧できないようになっている	△
2 児童記録票に必要な情報が全て記載されている		A
<input type="checkbox"/>	児童記録票には、受理からの援助過程が確認できるようすべてが記載されている	○
<input type="checkbox"/>	記録の書き方などの研修が行われている	○
<input type="checkbox"/>	所内や関係機関と共有できるよう、簡潔でわかりやすい表現となっている	○
3 児童記録票について、所内での決裁を得ている		B
<input type="checkbox"/>	所内での決裁が適切なルートで決済されている	○
<input type="checkbox"/>	適切な時期に決裁されている	△
【コメント】 児童記録票はケースの内容によっては、きょうだいでまとめたケースがある。記録等の持ち出しについては、所内のルールはあるが徹底されていない。記録の書き方について決裁時に指導が行われているが、記録の書き方には差がある。記録の決裁時期は概ね適正であるが、担当者により大幅に遅れることもある。		

第 I 部 児童相談所の組織 ○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について

評価

【評価項目8】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施している

A

1 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている

A

地域の理解促進を目的とした広報・啓発活動・研修会等を行っている

○

【判断理由】

1 1月の虐待防止月間での広報活動のほか、民生委員・児童委員協議会、教育関係機関など、地域で開催される各種研修会への講師派遣要請や視察研修の受け入れに積極的に対応し、児童虐待防止や児童相談所業務の広報啓発に努めている。

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		評価
【評価項目9】子どもへの向き合い方は適切であるか		A
1 子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている		A
<input type="checkbox"/>	子どもとの面接にあたって、子どもの言葉を丁寧に聴き取っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの孤立、疎外、不安などの感情に寄り添い、自分を支援する大人がいることを実感できるようにしている	○
2 子どもへの対応において、適切な面接を行っている		A
<input type="checkbox"/>	子どもの年齢や状況に合わせた面接を行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どものニーズを十分に把握している	○
【コメント】 子どもへの対応は、職員個人によって差があるが、できるだけ子どもの心情や意向に配慮し、それぞれの子どもに合わせた対応に努めている。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		評価
【評価項目10】子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか		B
1 子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している		A
<input type="checkbox"/>	子どもの権利ノートが策定されている	○
<input type="checkbox"/>	ノートだけでなく、子どもの状況に応じた権利の説明を行っている	○
2 児童相談所の職員が子どもの意見や意見表明を意識して対応している		B
<input type="checkbox"/>	職員が「アドボカシー」（意見形成支援、意見表明支援）について理解している	△
<input type="checkbox"/>	アドボカシーを意識した具体的な対応が行われている	△
3 子どもが児童相談所の職員以外に気持ちを伝えるためのツールを利用できるようにしている		C
<input type="checkbox"/>	子どもが児童相談所の職員以外に気持ちを伝えるためのツールを利用できるようにしている	×
<input type="checkbox"/>	意見表明の機会を支援している	×
【コメント】 子どもの権利ノートが作成されており、一時保護開始時や施設入所時に担当児童福祉司が子どもに説明している。 意見表明支援についての事業を令和6年度から実施する予定としているが、子どもが児童相談所職員以外に気持ちを伝えるツール等がない現状を踏まえ、今後、子どもの意見表明やアドボカシーを含めた検討が必要である。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		評価
【評価項目11】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っている		B
1 子どもに対して必要な説明を適切に行っている		B
<input type="checkbox"/>	子どもに対し、児童相談所の役割等（アセスメントや判断、援助方針）を説明している	○
<input type="checkbox"/>	援助方針の理由、援助の見通しについても説明している	○
<input type="checkbox"/>	支援者（里親・施設を含む）や委託・措置後の生活等に関する説明を行っている	○
<input type="checkbox"/>	行政不服審査請求及び不服申し立ての方法についても説明している	×
2 援助方針決定前及び援助過程において、子どもからの意向や意見を聴いている		A
<input type="checkbox"/>	援助方針決定前及び援助過程において、子どもからの意向や意見を聴いている	○
【コメント】 子どもには児童相談所の役割や委託・措置等の説明を行っている。援助方針決定前や援助過程においてもできるだけ今後の見通しを含めて説明している。子どもに対し不服審査についての説明は行われていない。		

第Ⅱ部 子どもの権利擁護と最善の利益の優先		評価
【評価項目12】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っている【評価項目9】		B
1 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している		A
<input type="checkbox"/>	子ども等の意向や意見を把握するプロセスが設けられている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの意向だけで判断していないか	○
<input type="checkbox"/>	子どもの将来を見据えた最善の利益を考慮している	○
<input type="checkbox"/>	反映できない意向や意見があった場合に子どもに対する説明等が行われているか	○
2 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている		B
<input type="checkbox"/>	子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	△
【コメント】 子どもの意向を聴きできるだけ子どもの最善の利益を考慮しながら援助方針に反映している。今後、子どもの意見表明やアドボカシーを踏まえ、児童福祉審議会による意見聴取等の手続きについて検討が必要である。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応

【評価項目13】 通告・相談の受付体制が確保されている

		評価
		B
1 適切な相談受付の体制が確保されている		A
<input type="checkbox"/>	相談受付の体制が整っている	○
<input type="checkbox"/>	相談内容に応じ、必要な専門職等が対応するよう柔軟な対応が行われている	○
<input type="checkbox"/>	来所以外の相談方法の選択肢はあるか（電話、家庭訪問、市役所等での面接など）	○
2 障害者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置が行われている		B
<input type="checkbox"/>	所内の職員配置や研修などによる工夫をしているか	△
<input type="checkbox"/>	障害に応じたバリアフリーや通訳など対応できるような工夫をしている（相談室の場所、所内での対応が難しい場合の訪問など）	△
<input type="checkbox"/>	外国ルーツの保護者について、文化的背景や宗教の違い等の配慮をしている	△
3 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている		B
<input type="checkbox"/>	相談者や通告者からの情報収集において、子どもの安全を優先した対応をしている	△
<input type="checkbox"/>	相談者や通告者に対して情報の秘匿に配慮している	△
<p>【コメント】</p> <p>相談の受付については定められた相談受付票（受理票）により対応している。また、来所のほかに保護者の利便性に合わせて、家庭訪問や市役所等で面接を行っている。所内はバリアフリーとなっているが、通訳が必要な保護者等はほとんどなくその都度適宜対応している。</p> <p>相談者や通告者に関する情報の秘匿について、対応前に十分な準備を行うなど相談者や通告者への配慮が必要である。</p>		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○通告・相談対応

【評価項目14】 通告・相談のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っている

		評価
		A
1 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている		A
<input type="checkbox"/>	相談受付票（受理票）に必要な情報が記載されている	○
<input type="checkbox"/>	収集が必要な情報の項目がわかるようになっている	○
<input type="checkbox"/>	不足していると思われる情報がある場合、その理由は適切なものか（確認すべき事項の認識不足や多忙による情報収集不足などによるものではないか）	○
2 所属機関や、その他の関係機関等から情報収集を行っている		A
<input type="checkbox"/>	所属機関やその他の関係機関等から、適切な情報収集を行っている	○
<input type="checkbox"/>	収集された情報が適切に記録されている	○
<p>【コメント】</p> <p>相談者や通告者からの情報収集については、相談受付票（受理票）に項目が記載され、必要な情報がわかるようになっている。子どもの所属する学校やその他の関係機関等から、必要な情報を収集している。記録はシステムに入力し印刷後、決裁される。</p>		

【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか

B

1 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている		B
<input type="checkbox"/>	受理会議が定例で開催されているか	○
<input type="checkbox"/>	緊急受理会議の開催判断、手順が明確になっている	○
<input type="checkbox"/>	参加すべき職員が参加できるよう工夫されている	△
<input type="checkbox"/>	発言者の偏りはない	△
2 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている		S
<input type="checkbox"/>	受理会議は全てのケースが検討されている	○
<input type="checkbox"/>	検討・判断するための進め方や資料等の工夫が行われている	○
3 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている		A
<input type="checkbox"/>	受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
4 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている		A
<input type="checkbox"/>	安全確認の必要性や方法について判断している	○
<input type="checkbox"/>	安全確認の必要性及び方法を判断するための基準等（リスクアセスメントツール等を活用して安全性の判断をしている）が明確になっているか	○
<input type="checkbox"/>	通告された子ども以外のきょうだいへの虐待についての可能性も考慮しているか	○
5 受理会議の内容について適切に記録が保存されている		A
<input type="checkbox"/>	受理会議録は協議内容がわかるものとなっている	○
<input type="checkbox"/>	所長の決裁印があるか	○

【コメント】

受理会議は定例や臨時で開催し、手順が明確となっている。検討するケースは一覧にまとめられ、検討する順序が示されてわかりやすいものとなっている。また、資料は電子化され参加者がパソコン上で共有し、効率的に会議が行われている。

安全確認の必要性や方法については、リスクアセスメントツール等を活用し判断をしている。きょうだいケースについてもジェノグラムに記載し、安全等について確認している。記録はシステムに入力し印刷後、決裁される。

参加者は、課長以上の職員及び担当職員が主であるが、経験の少ない職員が多いなか、できるだけ多くの職員が会議に参加し事例を学ぶ機会として、自らの意見を述べたり担当ケースの展開を考えたりする取り組みに期待する。

【評価項目16】子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか

A

1	通告受理後、速やかに安全確認が行われている	A
	<input type="checkbox"/> 安全確認のためのマニュアルが策定されている	○
	<input type="checkbox"/> 所内で独自に設定している時間がある（国の基準は48時間）	○
2	子どもに直接会って安全確認が行われている	A
	<input type="checkbox"/> 子どもに直接会って安全確認が行われている	○
3	家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	A
	<input type="checkbox"/> 市町村と連携している	○
	<input type="checkbox"/> 警察と速やかに連携している	○
	<input type="checkbox"/> 立入調査や警察への援助要請等の必要な措置がとられている	○
5	拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
<p>【コメント】</p> <p>安全確認のためのマニュアルを策定し、48時間以内の安全確認や目視で行うことを基本としている。児童相談所職員が直接会えない場合は、要保護児童対策地域協議会や子どもの所属する学校等が行うこともある。</p> <p>立入調査を行うケースはほとんどなく、必要に応じて警察への援助要請等を行う。児童相談所の方針等に拒否的な保護者については、児童福祉審議会への諮問や法令に基づいた対応が行われる。</p>		

【評価項目17】一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか

B

1	一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	B
	<input type="checkbox"/> 一時保護の必要性を判断するための基準等（リスクアセスメントツール等）が明確になっているか	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの一時保護に対する希望、意見を聞いている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもの一時保護が必要にも関わらず保護所の定員等の理由により、一時保護を行わなかったケースはないか	△
	<input type="checkbox"/> 一時保護を迅速に行っている	○
<p>【コメント】</p> <p>リスクアセスメントツール等により一時保護の判断が行われる。その際には子どもの意見や希望を聴いている。しかし、一時保護所の定員が少なく、委託先がなかなか決まらない現状も踏まえ、今後、受け入れ体制の整備や見直しが必要である。</p>		

		評価
【評価項目 1 8】アセスメントに必要な調査が行えているか		A
1	所内や関係機関等、複数の視点で確認できるような体制・方法となっている	A
	<input type="checkbox"/> 調査に際して事実確認ができています	○
2	調査の結果が適切に記録されている	B
	<input type="checkbox"/> 調査の結果が適切に記録されている	△
<p>【コメント】</p> <p>アセスメントに必要な調査の内容等については、援助方針会議にて複数の視点で確認している。調査結果の記録については担当者が記録し、回覧（または決裁）される。この際、不明な点等があれば修正される。</p> <p>しかし、記録の書き方、内容、回覧等については、現状では担当者に任されており、組織として適切な対応方法を示すことも必要である。</p>		

		評価
【評価項目 1 9】アセスメントが適切に行われているか		A
1	多角的・重層的な診断を行っている	A
	<input type="checkbox"/> チームによるアセスメント（福祉司・心理士）が行われている	○
	<input type="checkbox"/> 市町村の意見を含めたアセスメントが行われている	○
	<input type="checkbox"/> 子ども等の状況に応じ、医師等の専門職や関係機関の意見がアセスメントに反映している	○
2	アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	A
	<input type="checkbox"/> アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	○
3	アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	A
	<input type="checkbox"/> アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
<p>【コメント】</p> <p>チームによるアセスメントは、必要に応じ、ケース内容を踏まえて心理職との連携が行われる。市町村とは情報の共有を行うがアセスメントシートは共有していない。アセスメントの結果は児童記録票に記載している。</p>		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○調査・アセスメント

評価

【評価項目20】特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われている

A

1	特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	A
	<input type="checkbox"/> 要対協、市町村保健センター、保健所、医療機関等との協議・調整・役割分担が行われている	○
	<input type="checkbox"/> 出産後の対応も見据えたアセスメントが行われている	○
2	きょうだいや内縁関係の保護者等を含め、家族全体のアセスメントが行えている	A
	<input type="checkbox"/> 本人だけでなく家族全体のアセスメントができている	○
3	転居ケースに対応するアセスメントが適切に行われている	A
	<input type="checkbox"/> 転居ケースに対応するアセスメントが適切に行われている	○
	<input type="checkbox"/> 転居先の児相や要対協との調整が行われている	○
4	転居先が不明な子どもについて、適切な調査等が行われている	A
	<input type="checkbox"/> 市町村と情報共有・連携し、速やかに調査を実施している	○
	<input type="checkbox"/> 「C A 情報」を活用し全国の児童相談所に照会を行っている	○
5	居住実態が把握できない家庭についての調査、関係機関との連携等が適切に行われている	A
	<input type="checkbox"/> 居住実態が把握できない家庭についての調査、関係機関との連携等について手順等がある	○
	<input type="checkbox"/> 市町村(保健センターや教育委員会等)からの相談を受け、要対協と連携し、速やかに調査を実施している	○
	<input type="checkbox"/> 必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭について、立入り・臨検を含めた安全確認・安全確保のための対応をしている	○
	<input type="checkbox"/> 上記の安全確認ができない場合、警察に行方不明届を提出している	○

【コメント】

特定妊婦については市町村や要保護児童対策地域協議会等と連携し、出産後のアセスメントを行っている。転居ケースについては全国児童相談所長会の申し合わせ事項に従って対応したり、居住実態が把握できない家庭については、ほとんどケースはないが警察に援助依頼をしたりしている。

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定

評価

【評価項目21】援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されている

B

1	援助方針会議が適切な頻度で開催されている	B
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議が定例で開催されている	○
	<input type="checkbox"/> 参加すべき職員が参加できるよう工夫されている	△
2	総合診断をふまえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	B
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議に、子ども等の状況に応じ、必要な専門職の参加や専門的知見からの確認を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 事案により、市町村に対して援助方針会議への参加を依頼している	×
3	援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
4	援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議録は、会議の協議内容・結果・理由がわかるものとなっている	○

【コメント】

援助方針会議を定例や臨時で開催している。市町村が援助方針会議に参加していないが、援助方針会議前に市町村とのケース会議を開催し情報の収集や共有するなどしている。必要に応じて、法医学鑑定や弁護士相談も行われている。援助方針会議録は、電子上で協議等の結果が確認できる。

参加すべき職員については、受理会議と同じく事例を学ぶ機会としてより、多くの職員の参加に期待する。また、市町村に対して援助方針会議への参加を促し、ケースに関する情報や方針の共有や日頃の役割等について理解を深める場として活用できることを期待する。

【評価項目22】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われている

B

1	子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	A
	<input type="checkbox"/> 子どもの将来を見据え、子どもの最善の利益を確認したもとなっている	○
	<input type="checkbox"/> 在宅を基本として検討している	○
	<input type="checkbox"/> 在宅が難しい場合でも、親族による養育や親族里親の可能性を優先的に検討している	○
2	援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針を決定するにあたり、保護者等の相談内容や意見等を考慮している	○
	<input type="checkbox"/> 反映できない意向や意見があった場合に保護者等に対する説明等が行われている	○
3	市町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針の中で、関係機関の相談内容や意見等を確認できる	○
	<input type="checkbox"/> 関係機関に対する説明等が行われている	○
4	市町村への送致ケースに関する判断が適切に行われている	C
	<input type="checkbox"/> 送致を判断する基準がある	×
5	児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	A
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて児童福祉審議会からの意見を聞いている	○
6	子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じて家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	A
	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、未成年後見人の請求や28条の申し立てや親権停止等を行っている	○
<p>【コメント】</p> <p>子どもの将来や意向を尊重した援助方針に努め、在宅や親族への養育を優先的に検討している。援助方針の決定にあたり親権者である保護者の意向を丁寧に聴くなどし、援助方針に反映している。</p> <p>市町村送致の基準はなく、要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議にて対応方針や役割分担を決めて共有している。今後、市町村との間では送致や役割分担等の基準を明確にすることが必要である。</p>		

【評価項目23】 援助方針の内容は適切か

B

1	援助方針として必要な事項が網羅されている	B
	<input type="checkbox"/> 援助方針として定めるべき事項が網羅されている	○
	<input type="checkbox"/> 短期的及び長期的な視点が盛り込まれている	△
	<input type="checkbox"/> 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なもとなっている	○
2	援助方針が具体的でわかりやすいもとなっている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針が具体的でわかりやすいもとなっている	○
	<input type="checkbox"/> 援助方針会議の記録に、子どもの意見や決定理由などの必要な情報が網羅されている	○
<p>【コメント】</p> <p>援助方針会議前に個別ケース検討会議を開催し、関係機関の意見や役割分担を検討している。しかし、短期的及び長期的な視点については、ケースにより明確でないこともある。援助方針は児童相談所や関係機関の役割や援助能力を考慮しながら決定している。</p> <p>援助方針は具体的でわかりやすいもとなっており、決定理由等の必要な情報が記載されている。</p>		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○援助方針の策定		評価
【評価項目24】市町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市町村への説明や意見反映等を行っているか		A
1	市町村への送致にあたっては、市町村との協議を十分に行っている	○
	<input type="checkbox"/> 送致の決定前に、市町村との協議を行っている	○
【コメント】 市町村への送致という法令に基づく手続きは使われておらず、要保護児童対策地域協議会等で市町村と協議を行い支援内容を決めて共有している。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○在宅指導		評価
【評価項目25】在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われている		B
1	在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	B
	<input type="checkbox"/> 支援内容（目標、期間、方法等）や支援体制が明確で適切な内容となっている	△
	<input type="checkbox"/> 指導対象と目的に応じた効果的な方法が選択されている (継続指導、指導措置、指導委託措置、保護者指導勧告制度を使い分けているか)	△
2	子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	B
	<input type="checkbox"/> 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	△
3	複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	B
	<input type="checkbox"/> 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	△
【コメント】 在宅指導計画については、職員のコメントからも「支援の目標や期間について曖昧となっている」との意見が多くある。また、複数の関係機関が関与するケースについては、連携調整が十分にできていないケースもあり、今後、できるだけ具体的な支援内容（目標、期間、方法等）の明確化が必要である。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理 ○進行管理・援助方針等の見直し		評価
【評価項目26】指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われている		A
1	組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 把握した状況に応じ、対応が行われている	○
	<input type="checkbox"/> ケースについて、児童相談所内で共有・管理されている	○
2	養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、速やかに再アセスメントを行っている	A
	<input type="checkbox"/> 生活環境に大きな変化があった場合に、再アセスメントが行われている	○
	<input type="checkbox"/> 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しが行われている	○
【コメント】 ケースの進行管理はシステムで共有・管理されている。調整課が長期間動きのないケース等をチェックし、担当者に確認している。また、養育環境の変化等があれば援助方針会議にて方針の見直しなどが行われる。		

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理		○進行管理・援助方針等の見直し	評価
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについて、市町村に対する情報共有を適切に行っている			A
1	一時保護を行った子どもの情報について市町村へ提供している		A
	<input type="checkbox"/> 一時保護を行った子どもの情報について市町村へ提供している		○
	<input type="checkbox"/> 指導や措置を行っているケースについて、市町村へ情報提供を行っている		○
【コメント】 一時保護や在宅指導、及び入所措置を行っているケースについては市町村へ情報提供している。			

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理		○管轄する児童相談所の変更	評価
【評価項目28】 居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている			A
1	居所と住民登録が異なる場合について、管轄する児童相談所が明確になっている		A
	<input type="checkbox"/> 居所と住所が異なる場合に管轄する児童相談所を、どのように判断しているか		○
	<input type="checkbox"/> 管轄する児童相談所の役割は明確になっている		○
【コメント】 居所と住民登録が異なる場合については、居住地主義に基づいて対応するが、子どもの福祉及び児童相談所利用の利便等の事情を考慮し、管轄する児童相談所を決めている。			

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理		○管轄する児童相談所の変更	評価
【評価項目29】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われている			A
1	援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている		A
	<input type="checkbox"/> 「情報提供」または「ケース移管」を行うためのマニュアルが策定されている		○
	<input type="checkbox"/> 移管先の児童相談所に適切な情報提供を行っている		○
	<input type="checkbox"/> 相手先の児童相談所の意見・意向等が援助方針に反映されている		○
2	移管までの援助が適切に行われている		A
	<input type="checkbox"/> 引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導もしくは継続指導等が行われている		○
	<input type="checkbox"/> 移管を見据えた指導が行われている		○
	<input type="checkbox"/> 相手先の児童相談所から依頼があった場合には、追加で情報収集等を行っている		○
	<input type="checkbox"/> 文書による情報提供を行っている		○
3	移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている		A
	<input type="checkbox"/> 緊急性が高い場合には、対面による引継ぎを行っている		○
	<input type="checkbox"/> 転居が確認されてから、1か月以内にケース移管を完了している		○
	<input type="checkbox"/> ケース移管完了後も、移管先の支援体制が安定するまでの間状況確認等を行っている		○
	<input type="checkbox"/> 「情報提供」または「ケース移管」を行うためのマニュアルの見直しが行われている		○
【コメント】 「情報提供」、「ケース移管」等の手続きは全国児童相談所長会の申し合わせ事項「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」（ケース移管ルール）に従って行っている。引継ぎが完了するまでの間は児童福祉司指導等が行われている。ケース移管完了後も、移管先の支援体制が安定するまでの間状況確認等を行っている。			

【評価項目 30】「情報提供」または「ケース移管」を受ける際に手続きが適切に行われている

A

1	情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	A
	<input type="checkbox"/> 「移管」が「情報提供」の判断が適切に行われている	○
2	移管元の援助方針を考慮し適切に対応している	A
	<input type="checkbox"/> 移管元の児童相談所が行っていた援助方針が速やかに継続されている	○
3	移管手続き完了後、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	A
	<input type="checkbox"/> 移管手続き後、新たな環境下での家庭状況等のアセスメントを行っている	○
	<input type="checkbox"/> アセスメントに基づき、援助方針の見直しが行われている	○

【コメント】

全国児童相談所長会の申し合わせ事項に基づいて行われる。移管手続きは、移管元と協議を行いながら進めている。移管後は面接等により現状を確認したうえで、再評価を行い支援方針を決めている。

第Ⅳ部 社会的養護を必要とする子どもへの支援

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整

		評価
【評価項目31】社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか		B
1	家庭での養育が困難または適切でない子どもの措置に関する支援方針は適切である	A
	<input type="checkbox"/> 家庭養護が優先的に検討されている	○
2	措置先の選定は、子どもの意向や特性、措置先の種別、地理的条件などに応じて適切に行われている	B
	<input type="checkbox"/> 措置先の特徴・特性、能力や状況を把握できている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもや保護者等の意向を踏まえて選定されている	△
3	措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び教育機関など関係機関との連携が図られている	A
	<input type="checkbox"/> 措置先の決定にあたり、措置先の市区町村や関係機関と必要な調整を行っている	○
【コメント】 支援方針は、家庭養護を優先し判断している。措置先は、時に定員との関係など措置されている子どもの状況により適切な里親や施設を選定できない実情はあるものの、選定した措置先と連携しながら支援方針を決定している。区域外通学を要するものなど、措置先の市町村の教育機関等と必要な調整を行っている。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整

【評価項目32】里親委託・施設入所措置開始にあたり、援助者（里親・施設職員等）と十分な協議を行っている

		評価
		A
1	里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	A
	<input type="checkbox"/> 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
2	援助方針について援助者（里親・施設職員等）と協議・連携を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 援助方針について援助者（里親・施設職員等）と協議・連携を行っている	○
【コメント】 里親や施設と支援に必要な情報を提供したうえで、支援内容について合意に向けた協議をしている。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○援助方針の策定に関する調整

【評価項目33】措置開始前に、子どもの負担が少なくなるよう配慮している

		評価
		A
1	里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	A
	<input type="checkbox"/> 里親や施設等への措置開始に向けて適切に説明を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 里親や施設等への措置開始に向けて施設見学等適切に援助を行っている	○
【コメント】 措置開始前には、子どもにパンフレットを用いて説明しているほか、施設見学、一時保護を利用して生活を実体験するなどの支援を行っている。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助		評価
【評価項目34】 里親や施設等が行う援助内容等に関する必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）		A
1 子どもや支援の状況を定期的に把握している		A
<input type="checkbox"/>	措置直後の子どもの状況を把握している	○
<input type="checkbox"/>	子どもや支援の状況を定期的かつ必要に応じて把握している	○
2 里親や施設等に必要な指示・援助・対応の検討等を行っている		A
<input type="checkbox"/>	里親や施設等の支援内容等を把握できている	○
<input type="checkbox"/>	里親や施設等からの相談等に対して、必要な指導・助言等を行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの状況について、児童相談所内で共有している	○
3 里親や施設等からの意見等を尊重している		A
<input type="checkbox"/>	里親や施設等から意見等が述べやすい工夫をしている	○
<input type="checkbox"/>	里親や施設等からの意見等に基づき、援助方針等の見直しが行われている	○
【コメント】 里親や施設が意見を述べやすい工夫をしながら支援をしている。ケースの状況や担当者による違いはあるものの、概ね適切に実施できている。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助		評価
【評価項目35】 援助方針の見直しが適切に行われているか		A
1 定期的に援助方針の見直しを行っている		A
<input type="checkbox"/>	施設入所中の子どもについては、家庭養護への移行に向けた検討が行われている	○
<input type="checkbox"/>	援助方針の見直しにあたり、子どもや保護者の意向を聴いている	○
<input type="checkbox"/>	援助方針の見直しにあたり、里親や施設の意向を聴いている	○
【コメント】 子どもから直接意向を確認するとともに、施設との連絡調整の中で施設の意向を確認し、必要と判断した場合に援助方針を見直している。		

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助		評価
【評価項目36】 自立支援計画の見直しが適切に行われているか		B
1 定期的に自立支援計画を策定している		B
<input type="checkbox"/>	自立支援計画について、必要な助言・指導ができるような関わり方をしている	△
<input type="checkbox"/>	定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	×
2 自立支援計画の策定・見直しに際し、子どもの参画が十分行われている		B
<input type="checkbox"/>	策定にあたっては子どもの意見を聞いている	△
3 里親への自立支援計画の策定・見直しが適切に行われているか		C
<input type="checkbox"/>	児童相談所が里親の自立支援計画の策定・見直しを行っているか	×
<input type="checkbox"/>	策定や見直しにあたっては、子どもや里親の意見を聞いている	×
【コメント】 施設の自立支援計画については明確ではなく、策定しない施設もあるが、児童相談所から積極的に策定を求めてはいない。計画の策定や見直しについては、小中高への進学を控えた「節目（ふしめ）児童」や支援計画の変更が必要な場合に行われる。里親への自立支援計画の策定・見直しは「節目児童」以外はほとんど行われていない。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

評価

【評価項目37】面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか

B

1	面会・通信制限が必要なケースにおいて適切に面会・通信制限を行っている	B
	<input type="checkbox"/> 面会・通信制限が子どもに及ぼす功罪について検討している	△
	<input type="checkbox"/> 保護者に対し弁明の機会をつつたうえで判断している	△
	<input type="checkbox"/> 面会・通信制限について子どもの意見を聞いている	△
2	面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか	B
	<input type="checkbox"/> 面会・通信制限の解除にあたって、子どもの意見を聴いている	△
	<input type="checkbox"/> 面会・通信制限を解除にあたって、里親や施設等を協議している	△
	<input type="checkbox"/> 面会・通信制限の解除にあたって、保護者へ説明し理解を得ている	△
3	接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	B
	<input type="checkbox"/> 必要な関係機関との情報共有や連携体制が確保されている	△
<p>【コメント】 これまで面会・通信制限や接近禁止命令を行政処分として行うケースはほとんどなく、指導として行う面会・通信制限においては、子どもや保護者の意向を十分聴取しないで判断しているケースがあった。</p>		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○社会的養護時における援助

評価

【評価項目38】里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事象が発生した場合に、適切に対応している

B

1	子どもからの入所施設等に対する苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	B
	<input type="checkbox"/> 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルが策定されている	○
	<input type="checkbox"/> 子どもが苦情や不満等を言いやすいよう工夫をしている	×
	<input type="checkbox"/> 子どもに不利益が発生しないよう配慮されている	○
2	里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
3	里親や施設等による権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	B
	<input type="checkbox"/> 通告や届出を受理した場合には、速やかに施設や里親等を所管する自治体への通知を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 状況に応じ、速やかに管轄する部署と連携している	○
	<input type="checkbox"/> 子どもから苦情や不満等があった場合の対応マニュアルの見直し行われている	×
<p>【コメント】 県くらし保健福祉子ども家庭課が作成したマニュアルに沿って対応している。子どもが苦情や不満を第三者に相談できることは権利ノートにもその旨が書かれているものの、相談先の電話番号が書かれているのみで容易に連絡をとる手段はなく、現実的に苦情等の相談を行うことは難しい。今のところ、マニュアルは見直されていない。</p>		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価

【評価項目 3 9】一時帰宅における対応が適切に行われているか

A

1	一時帰宅について、適切な判断を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅にあたり施設等と十分に協議している	○
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅にあたり、市町村等の関係機関に対して事前に情報を提供している	○
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅が難しいと判断したケースについて、子どもや保護者に対してその理由を説明している	○
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅をした子どもの意見、希望を聴取している	○
	<input type="checkbox"/> 一時帰宅中の養育状況について適切に把握している	○
2	他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
<p>【コメント】 一時帰宅は、施設等が子どもや保護者と話し合った後、児童相談所に協議書が届く。初めての一時帰宅は、受理・援助方針会議で検討する。帰宅後の様子は施設等から児童福祉司に伝えられる。管轄外の地域への帰宅は実際にはないが、あれば当該児童相談所と協議し情報共有を行う。</p>		

IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価

【評価項目 4 0】措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか

A

1	施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 一時保護や施設入所中の子どもの家庭復帰の適否や復帰後の支援等について必要に応じて要対協において検討するように要請している	○
2	措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	A
	<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結を判断するために、里親や施設等の意見を確認している	○
	<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結を判断するために、子どもや保護者の意向を確認している	○
3	措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	A
	<input type="checkbox"/> 措置の解除等については、援助方針会議にて検討されている	○
	<input type="checkbox"/> 家庭復帰の適否を判断するための確認事項等が明確になっている	○
4	措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	A
	<input type="checkbox"/> 措置や指導等の終結理由が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> その理由について、里親や施設、子どもや保護者に対して説明している	○
<p>【コメント】 終結については、ケースごとに里親や施設の意見を確認したうえで受理・援助方針会議にて判断している。措置や指導等を終結する際には、その理由を子どもや保護者に対して説明している。</p>		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目4 1】措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか		A
1 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している		A
<input type="checkbox"/>	措置解除等の検討段階で、措置解除後の支援についても検討している	○
<input type="checkbox"/>	措置解除後に必要となる支援について、里親や施設等の意見を聴いている	○
<input type="checkbox"/>	子どもにとって負担のない段階的な移行となるよう、配慮されている	○
<input type="checkbox"/>	措置解除後の支援について、「誰が」「何を行うか」が明確になっている	○
<input type="checkbox"/>	役割分担にあたり、要対協で調整する場合に必要な助言等を行っている	○
【コメント】 措置解除にあたっては、個別にケース検討を行い解除後の支援を検討している。要保護児童対策地域協議会等の関係機関と協議の上、役割分担を行いその後の支援を決めている。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長		評価
【評価項目4 2】入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか		B
1 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている		A
<input type="checkbox"/>	措置解除時に、虐待の再発の可能性や課題、継続的に確認すべき事項が関係機関を含め確認されている	○
<input type="checkbox"/>	虐待の再発リスクが高いと判断された場合に、迅速に対応できている	○
2 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている		A
<input type="checkbox"/>	措置解除の一定期間、家庭訪問等を行っている	○
<input type="checkbox"/>	子どもの生活について十分に把握している	○
3 子どもの状況に応じ、措置停止など必要な支援を検討している		B
<input type="checkbox"/>	在所期間延長後の生活の見通し等についても検討している	○
<input type="checkbox"/>	措置解除についての対応マニュアルの見直しが行われている	×
4 一時保護や措置解除後の支援について市町村と十分な協議を行っている		A
<input type="checkbox"/>	一時保護や措置解除後の支援について市町村と十分な協議を行っている	○
【コメント】 措置解除後の支援内容を子どもや親に伝える方法については、子どもや親の理解力や支援者との関係性などを勘案して検討し、実施している。措置解除が子どもにとっての不利益になる可能性もあるとの視点も持って慎重かつ十分な検討が必要である。		

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○児童自立生活援助等

評価

【評価項目43】子どもの状況に応じ、自立援助ホームにつなぐなど、必要な支援等を行っているか

A

1	自立援助ホームの対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	A
	<input type="checkbox"/> 必要な子どもに対し、自立援助ホームの説明している	○
2	自立援助ホームを利用している子どもについて、必要な支援を継続している	A
	<input type="checkbox"/> 自立援助ホームを利用している子どもについて、必要な支援を継続している	○

【コメント】

支援の必要な子どもを自立援助ホームの利用につなげている。入所後の支援は施設に一任しており、相談があれば対応している。

第IV部 社会的養護で生活する子どもへの支援 ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

評価

【評価項目44】家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか

A

1	家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	A
	<input type="checkbox"/> 里親等委託調整員を配置している	○
	<input type="checkbox"/> フォスタリング機関や社会的養護施設の里親支援専門相談員等との連携を図っている (役割分担等が明確になっているか、協働した取り組みが行われているか)	○
	<input type="checkbox"/> 里親支援を効果的に行うために適切な体制を整えている	○
2	里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	A
	<input type="checkbox"/> 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
3	里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	A
	<input type="checkbox"/> 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
4	里親希望者に対する調査を適切に行っている	A
	<input type="checkbox"/> 里親の登録・認定の判断・名簿管理を適切に行っている	○

【コメント】

地域支援指導課内に里親推進班を設置して普及や登録促進に取り組んでいる。里親支援専門相談員等及び各児童相談所等による連絡会議（月1回）により、情報共有を図るなど相互連携に努めている。県里親会等と連携し、里親の研修会等を行い、里親の専門性の向上に取り組んでいる。

第V部 社会的養育の推進

第V部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

【評価項目45】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか

A

1 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、必要な調査・認定等を行っている

A

里親の希望者等への対応マニュアルが策定されている

○

【コメント】

里親希望者への対応に特化したマニュアルはないが、里親希望者の受付から里親登録までの手順や必要書類等を定めたものがあり、必要な調査・認定等を行っている。

第V部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

【評価項目46】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか

A

1 養子縁組の適切性について十分に判断している

A

養子縁組についての対応マニュアルが策定されている

○

養子縁組前に、6か月以上の里親としての養育期間を設けている

○

養子縁組についての対応マニュアルの見直しが行われている

○

2 子どもや実親に対し、必要な説明を十分に行っている

A

子どもや実親に対し、必要な説明を十分に行っている

○

3 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている

A

養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている

○

養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている

○

4 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っている

A

民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っている

○

【コメント】

養子縁組の手続き等について手順を定めている。養子縁組の民間あっせん機関は鹿児島県にはないが、里親が民間あっせん機関を通じて特別養子縁組をすることがあり、一定期間支援をすることがある。（当該あっせん機関が、養子縁組希望者に里親登録を求めている場合もある。）

第V部 社会的養育の推進 ○里親相談への対応・家庭養護の推進

評価

【評価項目47】 養子縁組成立後についても、必要な支援等を行っている

A

1 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている

A

養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている

○

【コメント】

養子縁組成立後も必要に応じて支援を継続している。

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

【評価項目48】適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っている

		評価
1 保護者に対する説明は、出来るだけ専門用語などを使わず分かりやすいよう工夫している。		A
	<input type="checkbox"/> 保護者に対し、児童相談所のアセスメントや判断、援助方針について説明している	○
	<input type="checkbox"/> 支援者（里親・施設を含む）や委託・措置後の生活等に関する説明を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 保護者が意向や意見を話しやすくするための配慮を行っている	○
	<input type="checkbox"/> 聴取した意見がわかる記録がある	○
【コメント】 保護者に対しては、主に担当児童福祉司が平易な言葉で説明している。その際に保護者が意見を言いやすいよう配慮している、時に他のスタッフ（児童心理司等）が同席して、保護者の状況に応じた説明に努めている。		

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

【評価項目49】保護者の理解・同意を得られるよう努めている

		評価
1 必要な場面において、保護者の理解・同意を得よう努めている		A
	<input type="checkbox"/> 適切な説明により保護者の理解・同意を得よう努めている	○
	<input type="checkbox"/> 保護者の心情・生育歴・家族歴等を丁寧に聴き取っている	○
2 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている		A
	<input type="checkbox"/> 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合に、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 支援方針について、保護者の特性や生活歴等を理解したうえで、同意を得よう対応している。必要に応じて担当者間で協力して時間をかけて理解を得るように工夫することもある。児童福祉審議会の意見聴取は児童福祉法28条ケースについて行っている。		

第VI部 家族とのかかわり・家族への支援 ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取

【評価項目50】保護者への在宅指導は、適切に行われている

		評価
1 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している		A
	<input type="checkbox"/> 担当以外の職員や専門職、関係機関との連携が柔軟に行われている	○
	<input type="checkbox"/> 支援・指導の結果を踏まえ、在宅指導計画は必要に応じて見直されている	○
2 保護者が指導に従わない場合に適切な措置を講じている		A
	<input type="checkbox"/> 保護者が指導に従わない場合、子どもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある場合には、一時保護等の必要な措置を講じている	○
【コメント】 保護者への在宅指導は、関係機関との連携しながら行っている。必要に応じて修正するなど適切な支援となるようにしている。		

【評価項目51】 親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っている

A

1	親子の再構築に向けた支援計画を作成している	A
	<input type="checkbox"/> 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
2	親子関係の再構築に向けた適切な支援を行っている	A
	<input type="checkbox"/> プランを実行するための役割分担が明確になっている	○
	<input type="checkbox"/> 指導・支援の効果検証が行われ、必要な見直しが行われている	○
3	親のいない子どもについても適正な支援を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 生い立ちの整理や、親族・きょうだいなど、との関係性や養育環境を構築するための支援を行っている	○

【コメント】

親子関係の再構築については、共通したプログラムはないものの、個別のケースに応じて、援助方針会議で協議して支援を計画し、実施している。指導・支援については必要に応じて見直しが行われる。

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

【評価項目52】要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか

		評価
		A
1	要対協の進行管理会議や実務者会議に児童相談所が参加している	A
	<input type="checkbox"/> 要対協の進行管理会議や実務者会議に児童相談所が参加している	○
2	要対協が求める児童相談所としての役割を認識しており、その役割を果たしている	○
	<input type="checkbox"/> 要対協が求める児童相談所としての役割を認識しており、その役割を果たしている	○
3	要対協が調整機能を発揮するために、市町村支援児童福祉司を置くなどにより必要な協議等を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 要対協が調整機能を発揮するために、市町村支援児童福祉司を置くなどにより必要な協議等を行っている	○
<p>【コメント】 要保護児童対策地域協議会に対する支援については、地域支援指導課で対応している。市町村支援担当児童福祉司を配置しており、大隅・北部児童相談所の管轄地域にも対応している。</p>		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

【評価項目53】関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか

		評価
		B
1	市区町村・警察や医療機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	B
	<input type="checkbox"/> 役割分担や連携方法等についてのマニュアルが策定されている	△
	<input type="checkbox"/> 市町村との連携方法が共有されている	○
	<input type="checkbox"/> 市町村と協働するための場が設けられている	○
	<input type="checkbox"/> 役割分担や連携方法等についてのマニュアルの見直しが行われている	×
<p>【コメント】 関係機関との連携方法については、警察との間で規定がある。具体的な連携や役割分担は、ケースごとに協議のうえ決定している。市町村との役割分担や連携方法等についてのマニュアルはない。</p>		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

【評価項目54】児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか

		評価
		B
1	役割分担や連携方法等について協議を行っている	A
	<input type="checkbox"/> 児童相談所と市区町村間で、協議の場がある	○
	<input type="checkbox"/> 市区町村との協議に対して、児童相談所は主体的・積極的にかかわっている	○
	<input type="checkbox"/> 協議の結果が実際の取り組み等に反映されている	○
2	相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	B
	<input type="checkbox"/> 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	△
<p>【コメント】 市町村との連携や役割分担については随時協議を行っている。市町村の求めに応じて研修や会議などを実施している。それらを通じた交流はあるが、相互理解を目的とした交流の機会は組織としては設けていない。</p>		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		評価
【評価項目55】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか		A
1 市区町村からの相談や事案送致について、迅速かつ適切に対応している		A
<input type="checkbox"/>	市区町村からの相談・依頼に対して、迅速かつ適切に対応できている	○
<input type="checkbox"/>	市区町村の望む対応が難しい場合に、その理由と市区町村として何をしたらよいかを具体的に説明している	○
【コメント】 市町村からの相談や事案の送致に関しては、受理会議を開催して迅速に対応している。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		評価
【評価項目56】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか		A
1 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている		A
<input type="checkbox"/>	専門的な知識や技術に関する支援が行われている	○
<input type="checkbox"/>	心理職、弁護士、医師などが必要に応じて市区町村の相談支援等に関わっている	○
<input type="checkbox"/>	市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
【コメント】 市町村に対する助言指導及び専門職による支援（児童心理司・医師・弁護士・法医学医等）を行っている。市町村職員の派遣受け入れなど、市町村の相談・対応機能の強化は図っているものの、市町村によっては体制整備が不十分な実情がある。		

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携 ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築		評価
【評価項目57】 児童福祉審議会からの意見聴取や報告を適切に行っている		A
1 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している		A
<input type="checkbox"/>	必要に応じて児童福祉審議会への意見を聴取している	○
<input type="checkbox"/>	他機関が作成した資料等を提出する場合には、当該機関の承諾が得られている	○
<input type="checkbox"/>	児童福祉審議会からの意見について、子どもや保護者等に対してわかりやすく説明している	○
【コメント】 児童福祉審議会の意見聴取は児童福祉法28条による申立事案について行われている。		

【評価項目58】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか

A

1 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画その実施に積極的に取り組んでいる

A

家庭や地域に対する援助において、児童相談所はどのようにかかわっているか

○

2 ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている

A

ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている

○

3 巡回相談が適切に行われている

A

巡回相談における児童相談所の役割をどう認識しているか

○

巡回相談において、児童相談所はどのようにかかわっているか

○

4 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている

A

障害児支援における児童相談所の役割をどう認識しているか

○

【コメント】

巡回相談は療育手帳の判定等について行っている。ひきこもり等については相談があれば対応を行う。その他管轄する要保護児童対策地域協議会等での必要に応じた支援をしている。